

公有化後における史跡等の管理・活用計画

補助事業者名	明和町	事業名	史跡斎宮跡	事業形態	先行取得償還								
(1)公有化の目的(公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること)													
史跡斎宮跡は、昭和54年3月に史跡指定がされ、現在に至っている。 明和町は、三重県と協力して、昭和55年に『史跡斎宮跡保存管理計画』を策定し、平成8年には三重県が『史跡斎宮跡整備基本構想』を策定した。これらの計画に基づき、史跡指定地のうち、第一種、第二種保存地区を計画的に公有化して確実な保存を図ることとし、公有地を史跡公園として整備する長期的な構想を打ち出しており、順次対象となる土地を公有化し、必要な発掘調査も実施している。 第一種、第二種保存地区には、民有地と町有地が混在しており、一体的な土地の整備、発掘調査事業を妨げている。このため明和町は、特に緊急性の高い案件から順次公有化を進め、並行して暫定的な土地の整備を行って、史跡地の活用を進めていくこととしており、平成30年度と令和3年度には、全49筆を先行取得として公有化した。これらの土地は、土地所有者の高齢化により適切な維持管理が困難となっており、史跡地の適切な保存と管理を実施するため、可及的速やかに公有化を図る必要があった。 なお、土地の公有化はすでに完了しているが、先行取得債により実施しているため、R13年度までの償還計画に基づいて償還する必要がある。 また、公有化範囲を含む史跡の活用計画については、R7年度認定申請予定である「史跡斎宮跡保存活用計画(案)」のP.106～159に記載されている。(☆)													
(2)令和7年度公有化の計画													
番号	公有化計画地		公有化の緊要性		令和8年度以降当面の活用方針								
1	明和町大字竹川474-1		所有者の高齢化により土地の維持管理が困難になっているため。		(1, 2):H30年度に発掘調査を実施し、現地説明会を実施した。R8年も市民、観光客等を対象に、ボランティアガイドによるツアーを実施予定。 (3):植栽等を実施して、公有化した土地の緑地帯としての整備を実施し、継続 (4):R2年度に一部を公園として仮整備し、暫定開放を実施済。								
2	明和町大字竹川474-2		所有者の高齢化により土地の維持管理が困難になっているため。										
3	明和町大字竹川493-8		所有者の高齢化により土地の維持管理が困難になっているため。										
4	明和町大字斎宮3365-2		所有者の高齢化により土地の維持管理が困難になっているため。										
5	他45筆		所有者の高齢化により土地の維持管理が困難になっているため。										
当該年度事業費		55,635千円	当該年度補助額	44,436千円									
(3)公有化及び管理・活用の実施スケジュール(長期的な視点で明記すること)													
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
公有化			H30、R3済										
管理 (H30、R3買上地)	草刈	公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会に委託し、年4回以上実施	H30、R3～										
	巡回監視	町職員、受託者によるパトロールを年3回以上実施	H30、R3～										
活用 (H30、R3買上地)	緑地帯整備	植栽などの実施と暫定開放	H30、R3～										
	ガイド案内	ボランティアガイドによる解説	H30、R3～										
	情報発信	HP、SNS等による発信	H30、R3～										
	発掘調査と現地公開	史跡解明と整備検討のための発掘調査と現地公開実施	H30、R3～										
活用 (全体計画)	整備計画等策定	整備基本計画策定 設計 整備工事	R12～R16										現時点での予定
	史跡公園公開		R17～										現時点での予定
上記に係る特記事項													
・緑地帯整備、暫定整備、開放は、R17予定の史跡公園としての公開を部分的に先行して実施するものであり、史跡全体の整備基本計画との整合性に留意して実施する。 ・ボランティアガイドによる解説は、当該史跡の重要性、今後の整備・活用計画の理解を促進するものとする。													